富 監 第 ８ ０ 号
令和７年２月２５日

富岡市長　榎本　義法　様

富岡市監査委員　　嶋田　佳幸
同　　壁田　賢二

令和５年度財政援助団体等監査の結果報告（公表）について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告（公表）します。

# 財政援助団体等監査報告書

## 第１　監査基準

富岡市監査基準

## 第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第７項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 第３　監査の対象

(1) 対 象 団 体　　上信ハイヤー株式会社
(2) 所　管　課　　企画財務部 企画課
(3) 補　助　金　　40,298,618 円（令和５年度）乗合タクシー維持費等補助金
　　1,900,000 円（令和５年度）タクシー事業者支援補助金

## 第４　監査の期間

令和６年 12 月 25 日から令和７年２月４日まで

## 第５　監査の場所

富岡市監査委員事務局

## 第６　監査の着眼点

(1) 所管部局関係
ア　補助金等の決定は、法令等に適合しているか
イ　補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
ウ　補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は、適正に行われているか
エ　効果及び条件の履行確認等は、実績報告書等により行われているか
オ　補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか

(2) 団体関係
ア　補助金等に係る申請手続は、適正に行われているか
イ　事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
ウ　補助金が対象事業以外に流用されていないか
エ　出納関係帳票の整備、記帳は適正か
オ　補助金に係る収支の会計処理は適正か

## 第７　監査の方法

財政援助団体とその所管課に対し、令和５年度補助事業会計における出納、その他の事務の執行に関わる関係書類の提出を求めた。提出された監査資料の調査、確認をするとともに、さらに調査を必要とする事項については、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

## 第８　監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づき監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されているものと認められた。

本市の公共交通空白地域及び交通弱者問題の解消を図るべく、令和３年１月から運行が開始された富岡市乗合タクシー「愛タク」は、定額の運賃で乗車できるデマンド型（事前予約型）の乗合タクシーである。その停留所は、459 箇所（令和７年２月３日現在）に設置され、市内のほぼ全域を網羅する形で運行している。

新型コロナウイルス感染症区分が令和５年５月から５類感染症に移行し、行動制限が緩和されたこと等により、予約件数及び乗車人数は増加傾向であり、令和５年度乗合部門における営業収益も前年度と比べ増加している。

また、令和６年４月から自動車運転者の労働時間等の基準が改正され、労働条件の整備を図るとともに、運転手不足は喫緊の課題であることから、デジタル技術の活用や女性活躍の推進にも取り組まれている。

依然として、燃料価格をはじめとした物価上昇等厳しい状況ではあるが、安心安全な職場環境の充実を図るとともに、地域に即した公共交通の持続可能な運営を期待するものである。

所管課においては、引き続き広域連携による公共交通のあり方を検証していただくとともに、事業の充実を図り、限られた財源を効果的に活用し安定した行政サービスの提供を望むものである。